資料 5

甲の原体育館内外清掃委託仕様書（H24 直営当時）

1. 目　的

　指定箇所の日常清掃および定期清掃を行い、体育館内外の環境を衛生上良好な状態に維持すること及び建材の保全に努めることにより、体育館の運営を円滑にすることを目的とする。

2. 委託場所

八王子市甲の原体育館　八王子市中野町２７２６番地８

3. 委託期間

平成２４年７月１日から平成２６年６月３０日までとする。

4. 施設概要

(1)　建物構造　鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）
(2)　階　　高　地上２階建
(3)　建築面積　2,809.97 ㎡
(4)　延床面積　4,595.94 ㎡
(5)　軒　　高　17.95m　最高部 18.20m
(6)　駐 車 場　乗用車 81 台（うち障害者用２台）
(7)　駐 輪 場　60 台
(8)　エレベーター　11 人乗　１台（車椅子仕様付）

5. 開館時間および休館日

(1)　開館時間　午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
(2)　休 館 日　別紙平成 24～26 年度甲の原体育館開館予定表のとおり

6. 清掃範囲

別紙建物平面図表示のとおり

7. 清掃作業日および清掃時間

(1)　原則として開館日の午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分までおこなう。また、年数回、休館日に定期清掃を午前 9 時から午後 5 時までおこなう。ただし、市職員の承認を受けた場合はこの限りでない。（開館日および休館日については、別紙甲の原体育館開館予定表のとおり）

(2)　日常清掃および定期清掃作業回数は別紙内訳書記載のとおり。

8.　費用負担区分

(1)　清掃作業に使用する用具、資材は受託者の負担とする。

(2)　清掃用具等は施設の各資材の特性を検討し、資材に適したものを使用すること。

9.　作業計画書等の提出

(1)　毎月の日常清掃、定期清掃の作業計画を当該月の前月 25 日までに提出し、市職員の承認を得ること。ただし、7 月分については契約後、速やかに提出すること。

(2)　作業報告は日常清掃、定期清掃別に日報を提出し、市職員の検査または確認を得ること。

(3)　毎月分の業務完了報告書は、別に定める様式により翌月 5 日までに提出すること。

10. 作業内容

(1)　日常清掃　　日常清掃作業内容表のとおり

(2)　定期清掃　　定期清掃作業内容表のとおり

・床清掃　　11 月（年１回）

・ガラス清掃　　11 月（年１回）

・照明器具、アネモ、吸気口・排気口、側溝および枡、屋上ドレーン　　１月（年１回）

※なお、塵埃の処理については、指定された種類に分別し、指定場所に搬出すること。

(3)　空気環境測定

館内１０箇所を測定当日同一箇所を２回測定し、これを年に６回実施する。清掃面積等一覧表中場所名に〇を付した部分。

(4)　害虫駆除　建物内を年に２回実施する。

11. 作業上の注意

(1)　清掃は、なるべくほこりや騒音を立てない方法により行うこと。

(2)　執務や来訪者の妨げにならないように注意すること。

(3)　洗剤、ワックス、薬品等は建材の保全のため、適量を用いること。

(4)　用水、電力の使用については、必要最小限にとどめること。

12. 共通

(1)　遵守

建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行令・同法施行規則並びに労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。

(2)　信用失墜行為の禁止

受託者は、市の信用を失墜する行為をしてはならない。

(3) 守秘義務期間の延長

約款中の秘密の保持条項は、当該契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

(4)　責任

ア　各種関係法令を遵守して作業を行い、万一事故等が発生した場合には、速やかに体育館職員に報告し、受託者の責任において対処すること。

イ　作業中は、施設・設備等に汚れ・損傷等を与えることの無いようにし、万一与えた場合は、速やかに体育館職員に報告し、受託者の責任において対処すること。

13. 契約代金の支払い

毎月末締め翌月払いの２４回とし、請求から３０日以内に支払う。

14. その他

(1)　この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して定める。

(2)　本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。